

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関する県民説明会（令和6年12月16日、18日、19日、20日開催） 質疑応答

山梨県 森林整備課・農村振興課・都市計画課

No.	開催日	カテゴリ	質問	回答
1	R6.12.16	規制対象行為	資料p.7「規制対象となる盛土・切土の規模」の⑤について、高さの規定はあるのか。	盛土または切土をする面積が500㎡超かつ高さが30cm超の場合に規制対象となる。この高さの規定については、都道府県等が規則により別途定めることができ、山梨県は1mへの引上げを検討しているところ。
2	R6.12.16	他法令との関係	都市計画法開発許可と手続きは重複するのか。	規制開始日以降に都市計画法開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされる。ただし、盛土規制法による定期報告及び中間検査を別途実施する必要がある。
3	R6.12.16	許可申請	誰が盛土等に関する工事の許可申請をすることになるのか。	工事主が申請することになる。委任状を添付することにより、事業主が設計業者等に委任して代理申請することも可能とする予定。委任状の様式は別途示す。
4	R6.12.16	規制区域	規制区域を閲覧する場合、どこで確認できるのか。また、どの精度まで確認できるのか。	県庁に問い合わせてもらえれば、どちらの規制区域に該当するか確認する。規制区域は100mメッシュにより管理しており、航空写真と重ね合わせて確認することもできる。
5	R6.12.16	規制区域	宅地造成等工事規制区域の中に特定盛土等規制区域が点在しているようなエリアが見られるが、規制区域はどのように設定しているのか。	建築物が3戸以上連たんするエリアとその周辺を宅地造成等工事規制区域に設定している。
6	R6.12.16	規制区域	規制区域の設定方法に不満がある場合、県としてどのように対応するのか。	規制区域は、国が策定したルール（実施要領）に基づき、機械的に設定している。宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域では、規制対象となる規模もあまり差がないため、大きな問題にはならないと考えている。

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関する県民説明会（令和6年12月16日、18日、19日、20日開催） 質疑応答

山梨県 森林整備課・農村振興課・都市計画課

No.	開催日	カテゴリ	質問	回答
7	R6.12.16	許可申請	資料p.7「規制対象となる盛土・切土の規模」の⑤について、例えば、高低差のある敷地を整地する場合に盛土高さが20cm、切土高さが20cmというように、盛土と切土が混在する場合の面積はどのように考えれば良いのか。	盛土と切土をする土地について一体的に考えることとなる。判断が難しいケースもあるため、事前に相談して欲しい。
8	R6.12.16	規制区域	宅地造成等工事規制区域は、建築物が3戸以上連たんするエリアとその周辺を設定しているとのことだが、現状1戸しかないエリアでもどんどん開発が進む。規制区域はどの程度の頻度で見直しされるのか。	規制区域は、5年程度で見直しをすることとなっている。
9	R6.12.16	許可申請	土地を借りて事業をするような場合、土地所有者と工事主が異なることとなるが、誰が許可申請をすることになるのか。	基本的には工事主が申請することになる。
10	R6.12.16	許可申請	面積が大きい一筆の土地があって、申請をする範囲が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがる場合はどのように対応するのか。	宅地造成等工事規制区域の方が規制対象規模が厳しい条件となっている。またがる場合は、厳しい基準にしたがうことになる。
11	R6.12.18	許可申請	許可対象となる土石の堆積に関する工事の具体的な期間は決まっているのか。	許可期間は最大5年間となっている。
12	R6.12.18	技術的基準	山梨県の技術的基準は現在検討中だと思うが、現状、外部から問合せはあるのか。	問合せはあまり受けていない。技術的基準は、「盛土等防災マニュアル」を根拠として策定を進めている。

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関する県民説明会（令和6年12月16日、18日、19日、20日開催） 質疑応答

山梨県 森林整備課・農村振興課・都市計画課

No.	開催日	カテゴリ	質問	回答
13	R6.12.19	規制対象行為	資料p.7「規制対象となる盛土・切土の規模」の①から④について面積の規定はあるのか。また、⑤について高さの規定はあるのか。	①から④は、面積の規定はなく高さのみの規定である。⑤は盛土または切土をする面積が500㎡超かつ高さが30cm超の場合に規制対象となる。この高さの規定については、都道府県等が規則により別途定めることができ、山梨県は1mとするよう検討しているところ。
14	R6.12.19	許可申請	盛土規制法の許可申請をしてから許可となるまでの審査日数（標準処理期間）は、どの程度となるのか。	標準処理期間は、都市計画法開発許可と同様の期間（30～45日程度）を設定する予定。
15	R6.12.19	技術的基準	設計に係る技術的基準が決まらなると、来年4月1日から盛土規制法に基づく工事に着手することができないのではないのか。	県の技術的基準は「盛土等防災マニュアル」を根拠として、現在策定中だが、このマニュアルに基づき設計しておけば、大きな手戻りになることはないものと考えている。都市計画法開発許可を受ける必要のある工事は、すでにこのマニュアルに基づき設計することとなっている。
16	R6.12.19	許可申請	工事現場における土石の堆積について、本体工事と本体工事に付随して堆積するものは分けて考える必要があるのか。例えば、市町村をまたいで離れている場所に、同一の工事に使用する土石を仮置きする場合などがあり、関連する工事と仮置きする場所はリンクさせて手続きを行う必要はあるのか。	資料p.15に示すように、ある一つの工事現場で堆積から除却まで完了する場合は許可または届出は不要となる。一方で、複数の工事現場が、複数の仮置き場や土捨て場を使用しながら、建設発生土を流用等するような場合は、盛土等の規模によって許可または届出が必要となる。 盛土規制法の施行に伴い、資源有効利用促進法も改正され、元請業者は建設発生土の搬出先を確認することが義務付けられたため、あわせて確認するのが望ましい。